

災害時における法律等相談業務に関する協定書

東御市（以下「甲」という。）と長野県弁護士会（以下「乙」という。）は、災害時における被災者支援のための法律等相談業務に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時に甲の要請に基づき、乙が実施する被災者支援のための法律等相談業務について、必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、災害時において、法律等相談業務の必要があると認められるときは、乙に対して協力を要請することができる。

2 前項の要請は、業務の内容、場所及び期間を明示した災害発生時等支援要請書（様式1）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は電話等により行い、その後速やかに災害発生時等支援要請書を送付するものとする。

3 乙は、第1項の規定により要請を受けたときは、速やかに、乙の構成員の中から相談員の選出を行い、必要事項を甲に連絡し、派遣するものとする。

（災害時の体制整備等）

第3条 乙は、要請に基づき直ちに対応できる体制を確保するものとする。

2 乙は、前項の体制を確保するため、連絡体制、連絡方法及び連絡手段について、あらかじめ連絡責任者を定め、平時から連絡調整に努めるものとする。

（法律等相談業務の実施）

第4条 乙は、第2条第1項の要請に基づき、甲が指定する実施場所に相談員を派遣し、被災者相談業務を実施するものとする。

2 被災者相談業務を実施する場合において、長野県災害支援活動士業連絡会と連携して業務を行う必要があると判断した場合には、甲乙協議のうえ、乙が調整を行うものとする。

（報告）

第5条 乙は、要請による法律等相談業務を実施した場合は、実施状況等その他必要な事項について書面にて報告するものとする。

（費用負担）

第6条 要請による法律等相談業務は無償とし、相談者に負担を求めないものとする。

2 乙は、甲に対し被災者相談業務に要する報酬等その他の経費は、請求しないものとする。

(損害の補償等)

第7条 要請による法律等相談業務を実施する際に、乙に生じた損害の補償（第三者に対する損害賠償を含む。）は、甲は負担を負わないものとする。

(平時からの連携)

第8条 乙は、平時から甲との連携により、乙が開催するイベントや広報活動等を通じて、甲による防災対策の推進に協力するとともに、甲の依頼に基づき甲が指定する防災訓練に可能な範囲で参加するものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和5年3月31日までとする。ただし、協定期間満了の日の1か月前までに、甲及び乙いずれからも協定の解除又は変更について申出がないときは、さらに1年間この協定を延長したものとみなし、その後も同様とする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定の履行に際し疑義が生じたときは、関係法令の定めによるもののほか、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和4年8月12日

長野県東御市県281-2
甲 東御市
市長

花岡利夫



長野県長野市妻科432番地
乙 長野県弁護士会
会長

中村威利

